

# 指導資料

## 教育相談 第111号

鹿児島県総合教育センター

小, 中, 高等学校対象  
平成13年9月発行

### 学校と相談機関等との連携

当教育センターへの相談内容は年々、多様化・複雑化してきている。例えば、いじめ問題をきっかけとした不登校をはじめ、学習障害や注意性欠陥/多動性障害に関する事、さらには摂食障害や心身症が疑われる場合等、明らかに学校の相談体制だけでは対応できないのではないかとと思われる事例が目立ってきている。

そこで、問題によっては、積極的に相談機関等と連携を図り、それらの諸機能を活用することも、本人や保護者への大切な支援の一つであるという認識をもつことが重要である。

ここでは、学校と相談機関等との連携の在り方について、具体的に述べてみる。

#### 1 相談機関等との連携に向けた取組

##### (1) 学校の基本的姿勢

気になる児童生徒がいる場合、本人・保護者への援助について、校長・教頭、担任、生徒指導主任、教育相談係、養護教諭等で、対応の限界も含めた協議を行うなど校内態勢を整えることが大事である。また、家庭に対しては、家庭訪問や電話連絡等を行い、本人の実態等をよく把握したり、保護者の不安を受け止めた

りしておくことが大切である。そして、「相手の気持ちに添いながら、どうすることが本人にとって最もよいことかを共に考える」姿勢をもつことである。

##### (2) 相談機関等の情報収集と家庭への啓発

児童生徒の様々な問題について、学校が相談機関等に援助を求めたいときに、どのような機関に、どのような援助を依頼できるのかを知っておくことは重要である。

そこで、相談機関等について「どこで、誰が、何を、どのように」といった実用的な情報を収集し、各機関での相談・検査・診断・治療内容等の諸機能について整理しておくことが求められる。そのためには、各機関を実際に訪問することや当教育センター等への問い合わせも考えられる。

また、保護者によっては、子どもの問題となる状態や行動について、どこにも誰にも相談しないまま事態の悪化を招きかねないことも考えられる。

日ごろから、家庭に対して教育相談の重要性や思春期特有の心身の発達課題等について啓発を図るとともに、学校外の相談機関等の電話番号・所在地等についても情報を提供しておきたいものである。

## 2 相談機関等を紹介する際の配慮事項

### (1) 保護者、本人への助言

子どもの問題で悩んでいる保護者は、安易に相談機関等を勧められると、学校から見放されたショックを受けたり、相談機関等で自分たちのことを責められるのではないかと不安になったりする場合もある。このような保護者の悩みや不安等を共感的に受け止めながら、相談機関等の活用の必要性を分かってもらえるようにすることが大切である。

すなわち、学校だけの対応には限界があって、このままでは子どもの問題となる状態や行動は改善されないことを説明し、理解を得る努力が求められる。その際、保護者が、学校から相談機関等押し付けられたと感じることがないように配慮する。また、説明の中では「心の病気」、「精神的」等の不安をあおるような言葉や病名・障害名を使わないように十分配慮する必要がある。

それでも、保護者が動かない場合には、「どうして動かないのか、動けないのか」を考えて、時間をかけて説得することが大切である。また、場合によっては、校医、スクールカウンセラー、民生・児童委員等の協力を得ることも考えられる。

なお、学校は、子どもの問題となる状態や行動にもよるが、本人に対してできる限り援助に努め、問題の深刻化を防ぐ必要がある。また、本人だけが相談機関等を拒否している場合は、まず保護者だけでも相談機関等を訪れることを勧めた

いものである。

### (2) 相談機関等の紹介

保護者に相談機関等を紹介する場合には、その機能等について、教師自身の訪問の経験談やパンフレット等の具体的資料を基に説明することで、保護者の理解を得やすくなる。そして、「〇〇は、このような事例をたくさん扱っていますから、より具体的なアドバイスがいただけるかもしれません。」「学校としても、十分に連絡を取り合って対応していくつもりです。」等、ここでも保護者の不安な気持ちに配慮することが望ましい。

一方で、保護者が相談機関等に過剰な期待を寄せることがないように配慮する。また、保護者から民間の専門機関の紹介を求められた場合には、複数の機関を紹介し、どの機関を選択するかは判断は保護者に委ねることが重要である。

## 3 相談機関等との連携の進め方

### (1) 情報の提供等

保護者及び本人が相談機関等を訪れることになった場合、学校は、保護者の了解を得て、本人のプライバシーに配慮しながら、当該機関に本人の状態やこれまでの学校の対応等について、事前に情報提供を行うことが望ましい。そして、学校は、当該機関からの指導・助言等を受け、当該機関との機能分担による指導方法を検討しておくことが必要である。また、連携を円滑にするために窓口を一本化するとともに、校内における役割分担や当該機関との連携方法について職員の

共通理解を図ることも大切である。

## (2) 本人・保護者への援助

学校は、本人・保護者が相談機関等を利用し始めた場合、相談機関等に任せたまにしないで、学校・保護者・相談機関等の三者の連携を確認し合い、対応していくことが望まれる。特に、学校と相談機関等との両者の間では、時機を見計らって、情報を交換しながら、「今、どんな相談や治療をしているのか。」「どんな段階で、これからどうなるのか、今後の見通しはどうか。」等確かめていくことが大切である。そして、学校としても、本人・保護者に対してどのような支援や援助ができるのかなどを検討し、実践していくことである。そのことは、本人・保護者の学校への信頼感を一層高めさせるとともに、学校生活への適応の促進と問題の再発防止にもつながるものと考えられる。

ただし、保護者が学校に内密で相談機関等にかかわっている事実を学校が知った場合は、学校としては、相談できなかった保護者の心情や心理的抵抗感を肯定的に理解しようとする姿勢で臨むことが大切である。その上で、本人の問題等の解決のために学校・家庭・相談機関等の三者の連携が重要であることを理解してもらえるように努めることである。

## 4 相談機関等との連携の実際

当教育相談室（略：相談室）が、保護者、学校と連携を図りながら、県児童総合相談センター（略：児相）や鹿児島大学附属病

院心療内科（略：大学病院）の協力を得て対応した事例を、次に述べる。

### (1) 事例の概要

○月上旬、校長から相談室に生徒の不登校及び家庭内での問題行動について、電話相談があった。その後、保護者から来所相談を受けたいとの電話があった。（本人は、来所を拒否した。）

○月中旬、担任、両親が来所。担任からは、主に校長・教頭や担任等の家庭訪問等、これまでの学校の取組について、また、両親からは、本人の家庭での問題行動や親子関係等について話を聞いた。その中で、生徒本人に強迫観念が強く、神経症的な面もうかがえたため、学校や家庭だけでは対応が困難ではないかと思われた。そこで、相談室では両者に対して、登校刺激を控えること、本人への威圧的な言動を止めるとともに、受容的なかわりを大切にすること、早急に医療機関で受診をする必要があることなどを助言した。

○月上旬、本人宅に駆け付けた校長から、相談室に「生徒が自宅で暴れた。」との電話があった。相談室では、その内容から本人を一時保護する必要性もあると考え、児相へ緊急連絡を行った。（その直後、児相担当者から保護者へ電話連絡が入った。）そして、相談室と児相からの助言等に基づいて、保護者と校長の両者が話し合った結果、翌日、両親が本人を連れて大学病院へ行くことになった。その連絡を受けた相談室では、学校から大学病院への情報提供等が時間的に難しいと判断し、両者の了解の下に、相談室から大学病院に連絡を取り、

状況を説明し善処を求めた。翌日、本人には、内科受診ということで納得させ、大学病院で受診させた。入院措置には至らなかったが、服薬を続けながら経過を見守っていくことになった。

その後、本人の定期的な大学病院での受診や保護者の相談室での相談が続けられる中、本人の家庭内における問題行動はほとんど見られなくなり、落ち着いた状態で生活できるようになった。また、学校も、大学病院と連絡を取り、担任の家庭訪問を中心とした支援を行った。

## (2) 連携の成果

日ごろからの保護者と学校、相談室と児相のそれぞれの連携が基盤となり、緊急段階での相談室を中心とした四者の連携が円滑に進められ、対応がうまくいった。

保護者は、学校との信頼関係を背景に、相談室及び児相からの適切な助言や指示を受けることで、緊急時に落ち着いて本人へ対応できた。

保護者が、学校及び相談室からの助言等を受け、医療機関における本人の受診について抵抗感が少なくなったことで、大学病院での受診が実現した。

学校は、各専門機関とかわることで、生徒を多面的に理解することができた。また、本人等への対応についても、職員の共通理解が図られた。

このように、四者の円滑な連携が図られた要因は、何より、相談機関等との連携の第一歩である保護者と学校の信頼関係が築

かれていたことである。また、学校が、自分たちだけで問題を解決しようとせず、早期に相談機関へのかかわりをもったことである。

## 5 県内の公立相談機関等の紹介

県内の主な公立の相談機関としては、次の表のようなものがあり、いずれの機関も児童生徒に関する相談に幅広く応じている。

(主な相談機関一覧表については、次のページを参照ください。)

(教育相談室)

相談機関名 (電話番号等)		相談内容	相談方法及び 相談時間
県 総 合 教 育 セ ン タ ー  (鹿児島郡吉田町)	教育相談室 0120-783 -574	不登校, いじめ, 学業・進路 性格・行動, 反社会的行動等	来所相談(要予約) 月～金 8:30～17:00 電話相談(平日) 8:30～17:00
	特殊教育研修室 099-294 -2311	知的障害, 言語・聴覚, 自閉 注意性欠陥/多動性障害, 学 習障害等	ただし教育相談室のみ, 平日は 19:00までまた第2・4 土曜日実施しており, 8:30 ～12:00
県児童総合 相談センター (代) 099-264 -3003 相談 099-275 専用 -4152 (鹿児島市桜ヶ丘6丁目)	養護相談(虐待等) 非行相談, 保健相談(虚弱児等) 不登校相談, 育成相談(性格等) 障害に関する相談等	来所相談(要予約) 月～金 8:30～17:00 電話相談 平日 9:00～20:00 土日 祝日 9:00～17:00	
大島児童 相談所 0997-53-6070 (大島郡名瀬市小俣町)	同 上	来所相談(要予約) 平日 9:00～17:00 電話相談 平日 9:00～17:00	
県精神保健 福祉センター 099-255 -0617 (鹿児島市郡元3丁目)	性格・行動(異常な言動等) 不眠傾向, シンナー依存症 不登校, 家庭内暴力等	思春期面接相談 水曜日のみ 受付 8:30～11:00 電話相談 平日 8:30～17:00	

県児童総合相談センター, 大島児童相談所は, 満18歳未満の子どもを対象としている。

医療機関としては, 大学病院の心療内科, 一般の精神科・心療内科病院及び外来クリニック等がある。

ほとんどの福祉事務所等に設置されている家庭相談室, 各地区の保健所の活用も考えられる。